

北海道告示第10523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年10月30日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ アスパ永山いさみやビル
旭川市永山8条4丁目98番3号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いさみや 代表取締役 関口 洋平
旭川市永山北2条9丁目1番地の2
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社いさみや 代表取締役 関口 浩樹
旭川市永山町9丁目1番地の2
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(変更後)

株式会社いさみや 代表取締役 関口 洋平
旭川市永山北2条9丁目1番地の2
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番 21号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁 目4番14号
株式会社ゲオイエス	代表取締役 伊與 将裕	札幌市東区北10条東5丁目30番 地
有限会社マルエー	代表取締役 南出 敏	旭川市永山2条19丁目4番12号
株式会社コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目 1番21号	(ア)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号	
未定			(イ)
有限会社マルエー	代表取締役 西島 学	旭川市永山2条19丁目4番 12号	(ウ)
株式会社コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501 番地1	

(4) 変更年月日

上記(3)ア 平成22年10月15日(株式会社いさみや 代表者)
平成23年10月24日(株式会社いさみや 住所)
上記(3)イ(ア) 平成26年8月7日
上記(3)イ(イ) 平成27年9月30日
上記(3)イ(ウ) 平成25年9月1日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため(株式会社いさみや 代表者)
町名変更のため(株式会社いさみや 住所)
上記(3)イ(ア) 代表者変更のため
上記(3)イ(イ) 小売業者退店のため
上記(3)イ(ウ) 代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年6月15日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働
観光課

(2) 縦覧期間

平成29年6月30日(金)から同年10月30日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の
祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで